

てご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で、全議案に対する質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。

日程第3、議案第74号 山形県市町村交通災害共済組合からの脱退及び財産処分についてから、日程第9、議案第80号 水力発電施設周辺地域交付金事業基金条例及び長井市道照寺平スキー場ヒュッテ・ロープ塔整備基金条例を廃止する条例の設定についてまでの一般議案7件は、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。

日程第10、議案第81号 平成17年度長井市一般会計補正予算第5号から日程第17、議案第88号 平成17年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの予算議案8件を審査するため、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

予算議案8件は、ただいま設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託することといたします。

日程第18 請願第11号 アメリカ産牛肉の輸入再開に反対する請

願外3件

○大沼 久議長 次に、日程第18、請願第11号アメリカ産の牛肉輸入再開に反対する請願から、日程第21、請願第14号 定率減税の縮小・廃止に反対する請願までの以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本請願4件は、別紙付託表のとおり関係する常任委員会に付託の上、ご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第22 議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○大沼 久議長 お諮りいたします。これより上程いたします日程第22、議案第61号は、委員会付託を省略し、全員でご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 全員で審査するには異議ないんですが、質疑の方法を1問1答を許可願いたいと思いますが、いかがですか。

○大沼 久議長 そのとおり許可しておりますので、進めさせていただきます。

それでは、9月定例会において継続審査となりました日程第22、議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件を議題といたします。

これより質疑を行います。ご質疑ございませ

んか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 継続になっておりました給与条例の一部改正する件について、皆さん議案書を持ってきているかどうかわかりませんが、質疑をしたいと思います。

9月定例議会で幾つか質問した中で、「検討します」というふうに言っていた部分が幾つかあるんですね。その部分について3カ月経過したわけで、どのように検討なさったのかをお聞かせ願いたいのがまず1点であります。

市長が私への答弁の中で、厳密に1分単位で給料を削除したりする場合には、私は「タイムレコーダーを入れるというのが必要なのではないか」というふうに言ったのに対して、「必要かどうか論議がなされると思います」というように答えておりますね。その後どういうふうになされたのかをお聞かせください。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 厳密にやるには、そういうご提案があるというの、私はやっぱり検討課題だとは申し上げました。しかし、すぐに間に合うという話でもありませんし、これは予算を伴いますから、そのまま検討課題でもう少しというか、今すぐやるものではないというふうになったところあります。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 質疑の経過の中では私は「1分単位でするには、人間が目視したりなんかするのではちょっと難しい」と言っているんですね。結果は、「自己申告でいいんじゃないかと思います」というふうに言いましたね。常任委員会の会議録で総務課長が答えている部分があるんですが、「具体的な実施方法については、南陽市などとも相談を申し上げて」というふうに答えているんですね。南陽市では、できるかどうか余りわからなくてやったんだと思います。「集会が終わった時点でいいと思

ます」というように答えておりますから、南陽市の総務課長が。

その後何か総務課長は、南陽市の方と具体的な実施方法、厳密に実施する方法について相談をなさった経過がございますか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

南陽市の争議行為の予定について、11月の18日あたりあるというふうなお話をお聞きしましたので、その辺の状況についてお聞きしたところですが、南陽市でもそういった争議行為はなかったというふうなことでございました。

そういったところでございますので、長井市の方針といいますか、申告というふうなことで今現在考えているところでございます。以上です。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 具体的にはそういう行為がなかったから、相談する必要もなかったわけですね。

私は、最初から言っていますように、ノーワーク・ノーペイの原則は、私は正しいと思います。争議行為であろうと、寝過ごしてだろうと、保育園に子供を送っておくれたんでだろうと、働いていない部分は全部カットしましょうと、私はそういう考え方を持っているんです。しかし、それは同時に、働いた分については全部支給するのが当たり前というふうに考えているのです。

そこで、常任委員会の質疑の中で、こんなことがあったんですね。いわゆる「1分単位で超過勤務、要するに時間外勤務を命令するなんてありません」と、こういうふうに答えているんですね。総務課長は、時間外勤務取扱規程というのを、総務課長に私はいただきましたね。9月の何日かにいただいたと思うんです。それで、これを初めて見たんです、私は。課長は「例規集の中にある」というふうに言っていましたけ

れども、例規集の中にはありません、これは。長井市訓令第3号というやつですから、例規集の中にありません。なので、調製したやつを私はいただいたんです。

そこで、具体的に時間外をやったときも同じようにこういうふうなシステムが必要でしょうと、それが整合性だと思うんですね。1分単位でカットするんであったら、保育園に送って置いておくだけでも、1分単位で超過勤務した時間もつけるのが、厳密という方法だと思いますね。ところが、総務課長はこういうふうに答えていたんですね。「時間外勤務の命令は、少なくとも30分単位なんかありません。1時間です」と、こういうふうに答えているんですね、常任委員会の中で。

果たしてそれが、厳密なのかどうかという部分について質疑をしたいと思いますが、こういうことです。具体的に言った方がいいと思いますが、総務課所管のところに市民相談室がございましてね。市長が、「市長と語る会がありますので、市民相談室の職員も一緒に行ってください」と、こういうふうに命令すると思います。総務課長は、時間外の時間ですから、時間外命令をしますね。一番近いところ、どこかわかりませんが、何時間の命令をしましたか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 今、現在手持ちの資料がございませんので、ちょっと今お答えはできません。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 先に時間外命令をするわけでしょう、一般に。例えば私のところも何月だか夏にやりました。その場合に、課長とそのほか、課長は時間外がないですからね、時間外も含めて手当を出しているというふうになりますから、そうでない部分です。そういう会合に行くときに、課長は何時間の時間外勤務命令を出しますか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 あらかじめ市政座談会、市長と語る会というふうなところでありますと、最終の時間については明確ではありませんから、その部分については一番近い翌日とか後日、そういった報告をもらうというふうな形になります。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 時間外命令は、総務・文教常任委員会で答えているのは、「1時間以内なんていう命令はしません」と言っているんですよ。ならば、命令しない超過勤務をやっているんですか、その職員は。命令されている。この規定でいきますと、「命令のない時間外はしちやならない」と、こういうふうに言っているんですよ。

私は、この1分単位の部分で議論をしているわけですから、「正確にしているんですか」というふうに聞いているんです。ほかの職場でもいいですよ。1階の窓口のある市民課、福祉事務所、税務課、あと2階の方の総務課は今聞いていますけれども、企画調整課もそうです。それぞれに、時間外の命令をしなければいけないんでしょう。

第5条にこういうふう書いてあります。「時間外勤務の命令は、業務内容及び時間外勤務の時間数について事前に行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由がある場合は、事後において行うことができる」これは但書ですからね。先に命令をしているんですよ。それで、終わる時間も管理職は確認しなければならないんです。そんなことをしていないですね、実態は。結果は、例えば市民課で2時間の命令をしたとします。しかし、2時間より早く終わる場合もあるんでしょう。遅くなる場合もあるんでしょう。それは、毎日処理するのはどういうふうになっているんですか、では。

市民相談室にいる人たちが、相談に行き帰ってきた、どこまで超過勤務時間をつけているんですか。行っていることは事実ですね、管理職以外の人で。私のところもそうです。1時間半くらい質疑応答があったりなんかして、職員が出ています。その後、懇親会があったりして、それにも入ってきます。その職員にとっては拘束時間です。その部分については、時間外の手当は、総務課長は払いますか、払いませんか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 時間外につきましては、あらかじめその職員から、まず月末でのその集計というふうな部分にもなりますが、その都度「きょうは何時間、時間外がある」というふうなことで報告をもらって、それが命令というふうな形で現在なっているというふうな考えております。ただいまの例えば飲食の伴う懇親会の部分の時間外云々につきましては、その分については時間外命令としては不適當な部分というふうな考えております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 すると、命令なんて先にしていないんですよね。大体勤務は、そういうあり方なんですよ。そうせざるを得ないんですよ。

具体的に言いますよ。農業委員会の事務局長さん、おられますね。農業委員の人たちとおつき合いますね。好きで酒飲みするかもしれない。段取りもします。時間外命令をしているんですか、それは。

○大沼 久議長 遠藤正明農業委員会事務局長。

○遠藤正明農業委員会事務局長 お答えいたします。

懇親会につきましては、時間外命令からは外している状況でございます。以上でございます。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 要するに、職員を拘束している時間であっても、時間外から外しているんですよね。それで、会費制でしている場合には、会費も個人のポケットマネーから持っていていっているんでしょう。

議会も同じです。事務局の方が常任委員会ごとに一人ずつ担当しています。そこで、懇親会をやったりなんかするのは、時間外をつけていないと思います。その会費の持ち出しも、自分のポケットマネーだと思います。どこからも出るところはないですから。

そういう職場だから、総務課長、私は1分単位で時間外を命令していませんなどという詭弁は通らないと思いますね。自分の部下が職場に残っている間、管理職がずっとついているならいいですよ。結果は自己申告なんです。事後に自己申告。だから、この規程にあるとおり、「そんな時間外命令はしません」と、これは文章に書いてあるだけ。せざるを得ないんですよ。

こういうことも書いてあるんですよ。「適切に発せられた命令による勤務をした時間外勤務の手当の支給に当たっては、手当を棄権させてはならない」と。例えば10分とか15分を、月の単位で超過したとしますね、正確に報告していたのが。端数だから切り捨てるなんてならないでしょう。

だから私は、当初から言っているようにノーワーク・ノーペイの原則というのは、厳密に適用すべきだと思います。例えば争議行為であろうとなかろうと、そんなものは関係ないですよ。朝、保育園に子供を送っていたら、10分おくれていきましたと。働かない分は、それは賃金をカットするのが当たり前でしょう。争議行為は関係ないです、そこは。それが、ノーワーク・ノーペイだと思いますよ。そういう意味では、別にその私はノーワーク・ノーペイでいいと言っているんです。争議行為であるかないか

で、関係ないでしょうと。全部カットすればいいんでしょう。そのかわり、時間外とカットする部分というのは、時間外の規定と労働時間の中の規定ですから、これは整合性を持たせなきゃいけないんじゃないですかというふうに言っているんですよ。

だから、県の方に私も1回だけ行きました、相談に。「難しいんじゃないですか」と言ったのは、そこを言っているんです。それでも1分単位でできますか。総務課長、教えてください。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 今回の議案第61号の件につきましては、地方公務員法で禁止されている争議行為をあえてしたというふうな場合に、厳密に減額をさせていただくというふうなことでございまして、そのほかの時間外命令、この部分につきましては他の部分で考えていくべきものというふうに考えております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 時間外命令の部分ではなくて、例えば「朝10分遅刻してきたのを、なぜそこをカットしないんですか」と言っているんです、私は。カットするのがノーワーク・ノーペイでしょう。違いますか。だからおかしいと言っているんです、私は。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 確かに、勤務しない部分については厳密にカットすべきと、減額すべきというふうに考えておりますが、今回の条例の提案の部分につきましては、違法行為をあえてするというふうな部分で別に考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 違法行為は、地方自治法に基づいて執行すればいいんでしょう。これはだから、交渉事項じゃないと前から市長が言っているのは、そういう意味なんです

よね。関係のない話ですよ、そこは。取り扱いの中身だけ変えるんであったら、別に勤務は1分単位にするというふうにさえすればいい話だと思いますよ。公務員職場というのは、逆に保育園に子供を送っていっておくれた場合には給料を払うんですか。そこは、逆におかしいんじゃないですか。

私は民間の職場にいたとき、保育園ははなぞの保育園だったので遠かったんですよ。しょっちゅうおくれて行った。15分単位で私はカットされていたんです。タイムカードがあったんですね、厳密ですよ。普通はそうなんです。時間外についても、同じように扱わなければならないと思います。

もうちょっと、では別の角度で話を聞きますね。3月25日ころになると、人事異動を発表しますね。内示をします。それぞれに、職場を異動します。勤務時間中はお客さんがいるので、特に年度末や年度初めは忙しいので、休日しかできませんね。夜の時間とか。それしか異動できないですね。「3月31日までは、前職の方の時間外手当、正確につけろ。4月1日からは、新しい職場の方の手当を正確につけろ」と、こういうふうになりますか。それとも、「時間外命令はしないから、支払いもしない」と、こういうふうになりますか。どれを選択するか、総務課長、お答えください。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 業務である場合ですけれども、時間外での年度を超えた業務であれば、新年度になっても旧科目から出るというふうになるというふうには思いますが、その単に場所の移動の部分で時間外をするというのもあるのかですが、その辺はちょっとケース・バイ・ケースのところもあるのかなというふうに考えております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 どういう意味ですか。

そのケース・バイ・ケースというのは、職場を異動しなかったら、その必要がなかった。拘束される必要がなかった時間でしょう。大変な量ですよ、大体パソコン1台移動すればいいという話じゃないでしょう。ケース・バイ・ケースじゃなくて、異動する時間をちゃんと命令しなきゃいけないんじゃないですか。各課長に、そういうふうに指示を出さなきゃいけないんじゃないですか。平均的な異動時間が、例えば4時間なり5時間なり必要なんでしょう。1分単位の厳密なことを言っているわけですから。私は細かいことを聞いているんですよ。「ケース・バイ・ケースによります」なんて、そんな答えでは議会では通らないんじゃないですか、今質疑している中身からいったら。では、どういうときに時間外命令を出し、どういうときに出さないんですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 職場につきましては、異動については一斉に異動するというふうな場所の移動もあるというふうに思いますし、個人の異動もあるというふうに思います。その部分について各担当課長が指示し、時間外で必要であれば、時間外命令の中での異動もあるというふうに考えております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 各課長が、そんな把握していると思いますか。この時間外の取扱規程の第2条の1には、こういうふう書いてあるんですよ。「所属長は、所属組織の事務量を的確に把握し、事務の配分、人員配置を適正にし、かつ事務処理の合理化、能率化を図り、勤務時間内に事務を処理するように所属職員を指揮監督しなければならない」。大変いい言葉だと思います。ちゃんとこれをやっていけば、時間外なんかする必要がないんじゃないですかと、私は言いたいんだと思います。

しかし、結果は先ほどの質疑で明らかになっ

たように、またいでいるんでしょう、結局年度末などは。もっと言えば、休日出勤をした場合に、代休を取れというふうに課長は指示しますね、現金を払わないように。代休というのは、本来違いますね。何日には出勤するから、何日に休んでくださいと。これが代休じゃないですか。総務課長、間違いないですね、そこは。

しかし、現実には違う扱いをしていないですか。出勤した日をどこか休んでももらえないかと、こういう指示をしていませんか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 休日出勤の場合の代休、それから土日出勤の場合の振替休日につきましても、できるだけ代休なり振り替え日で処理していただくように各管理職の方にはお願いしております。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 そのまま休むように指示していて、年度を越えて手当を払わないままなんていうのはないというふうに見えていますか。総務課長、どうですか。各課そういう調査はしていないですか。

異動したところがありますね。しかし今度は、新しい職場に行ったところで代休を取れと言われても、これは困った話ですね。けども、実際はそういうような言い方をしている部分がないですか。扱いは。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 代休につきましては、代休の指定日以降8週、それから土日の週休日につきましても前4週、後8週の中で振替代休可能というふうになっておりますので、その部分でいきますとその年度をまたがって新しい職場で振り替えになるというふうな可能性もあるというふうに思いますが、できるだけそういったことのないようお願いしたいというふうに、今各管理職方をお願いしているところです。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 私が今回こうやって質疑したのは、大体今もそういう意味では1分単位の厳密なことなんてやっていないんですよ。時間外の命令は先に出していない。9月に質疑したときに、私はこういうふうに言ったでしょう。「残業している人に、きょうはあなた何時間の命令で残業しているんですかと抜き打ちで聞きますよ」と。命令していないんですよ。規程に違反しているんですよ、皆。結果は、事後にするしかないからなんですよ。

私はここまでで、前回少し残った分があったんで質疑したわけですから、私は終わります。

しかし、市長に最後にお聞かせ願いたいと思います。県の方では、「これは難しいぞ。また争いごとは出てくるぞ」と、こういうふうに言っていたんです。それで、「議会が決めることですから」というふうにして、きょう議員に判断をしてもらうわけですね。要するに、議会の方にさじを預けている格好ですよ。

そこで、「議会が決めたことだから、決めれば議員に責任がある」と、こういうふうに思われますが、市長いかがでしょうか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これは、一歩前進だと思うんですよ。違法行為で、しかも時間内にストライキをしているのを、それを給与を払っておったしたら、これはやっぱり住民監査なり返還請求なり出てきたら、これはやっぱりこたえなけきやいけませんよと、それは地労委でもだれでもできるわけじゃないですよと、当局ですよと。だから、南陽市はこれを決断したわけです。

そしてその決断したのを受けて、私も決断したわけです。当局として、決断したわけです。これは、一歩前進なんだと。「ほかのことも、あれもこれもこれもできないと、これはだめだよ、整合性ないよ」というのは、私は結局改革を引き延ばしてくる、一つの常套手段だと思うんですね。まず、いいと思ったことを一つずつ、

やっぱり改革を前進させていくという意味で、これは南陽市のやられたことは私は道理に合っているし、それについてまず決断をしたわけで、そしてご提案を申し上げております。民主主義というのは、当局が提案をし、そして議決をしていただくということですから、そういう関係であると思います。

○大沼 久議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 市長の言いたいことは十分わかりましたが、私は今長井市のこの職場は8時半からの勤務になっていますね。争議行為以外の何かの理由で10分間おくれましたと、それはどうして支払いをするんですか。この条例でいくと、逆にそういうふうに出るとは思いますよ。それこそ、住民監査請求をされれば、「その10分間分返せ」というふうに命令されれば、私は逆におかしいと思いますね。それに払うんですか。どうしてですか。今の部分だけ、もう一回答えてください。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 この議案第61号の条例は、違法であるストライキを時間内にした場合に、それに給与を払うというわけには、それはいかないだろうと。それはやっぱり、改革しなきゃいけないだろうと。それを南陽市さんがされたわけですから、我々もやりましょうということをお願いしていることであります。ご理解をいただきたい。一つずつよくしていくしかないと思います。

○大沼 久議長 5番、佐々木謙二議員。

○5番 佐々木謙二議員 継続審査のこの議案第61号に関しては、長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、先ほど来市長なり総務課長からも答弁がなされておるわけでありましたが、これは地公法の第37条第1項の規定、争議行為に限定した、ストライキに対して1分単位で減額をすると、そういう提案内容だったわけであり

ますが、9月議会の段階では「労働条件の変更ではないので、管理運営事項の中身であるから、交渉になじまないんだ」というふうなことで答弁を受けておって、ですけれどもいろいろな面で運用面で、技術的な問題が含まれているんじゃないかと。しかも9月の27日ですか、地労委との斡旋開始があると。斡旋申請に基づいての斡旋開始がなされると、そういったこともありますので、労使交渉で積み上げをしていただいて、もう一度再提案していただきたいと、こういう趣旨で継続審査になっておったというふうに理解をしているものですが。

この9月27日の地労委との斡旋は、どんな内容の話し合いになったのか。総務課長の方からひとつ伺いしたいと思います。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

9月27日に、県労働委員会の斡旋を受けております。場所は、長井市役所3階第一委員会室、時間につきましては午後3時10分ころから夕方5時半ころまででございました。斡旋委員の方は3名でございます。ほかに、県の労働委員会の事務局の方5名、組合側からは10名の方、当局側からとして市長、そして私、そして担当補佐の3名が出席しております。

初めに、斡旋委員の方から本日の斡旋の内容につきまして説明がありました。「県労委の役割としては、労働紛争の実質的解決の手助け、双方の譲り合いの仲立ちをすることである」というふうなことがありまして、労働関係調整法に基づく「企業職員、単純労務職員の労働条件に係ることについての、団体交渉の促進というふうなことで斡旋を行う」というふうなお話がありました。

最初、そういった全体の中での斡旋委員の方からの説明がありまして、その後それぞれ組合側、そして当局側と、それぞれに退席しながら事情聴取といたしますか、そういった内容でなさ

れまして、最終的に斡旋委員の方が作成された調停案、協定書案をもとに3者集まりまして話し合いをし、合意したというふうな内容でございます。以上です。

○大沼 久議長 5番、佐々木謙二議員。

○5番 佐々木謙二議員 合意したということは、話し合いをするということについて合意したということの理解でよろしいですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 合意した協定書の内容でございますが、2点ほどありまして、一つには企業職員、現業職員の労働条件の変更に關し互いに相手の立場を尊重した誠実な団体交渉を行うことによって健全な労使関係の構築に努めるというふうな協定書の第1項目です。

第2項目につきましては、平成17年9月1日、長井市市議会に提案した給与条例の改正案の運用に関する事項について誠実に交渉を行うというふうなことでございまして、これまでも長井市といたしましては交渉しないというふうなことを、そういった立場を取ってまいりましたから、これに向けて交渉を行うというふうな立場にずっと立っておるものでございます。以上です。

○大沼 久議長 5番、佐々木謙二議員。

○5番 佐々木謙二議員 労使関係の健全な関係を築いてほしいという、斡旋委員の調整になるわけですが、あとやっぱり運営面についていろいろ交渉したらいいんじゃないかという内容だったと思うんですが、では交渉されたのかどうか。そして、されたとすれば、どういう経過なのか。そこをちょっとお聞きしたい。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 本件に係る交渉につきましては、県労働委員会の斡旋が9月27日にありましたが、この前の8月22日、この条例、議案第61号に係る交渉を行っております。この部分では、交渉の入り口論というようなことで、交渉

事項か否かの点にこだわりまして、結果的に内容に入れないというふうな状況でありました。

9月27日に労働委員会の斡旋を受けた後の交渉につきましては、3回ほど交渉日程を取っておりましたが、結果的に2回交渉を行い、1回については交渉条件未調整というようなことで交渉になりません。その結果と申しますか、その交渉の中で本件についての交渉は行われていない状況でございます。以上です。

○大沼 久議長 5番、佐々木謙二議員。

○5番 佐々木謙二議員 9月議会では、議員の皆さんいろいろ心配されまして、運用面の技術的な面、それから労使交渉を尊重しながら積み上げられるものがあつたら積み上げて合意しながら、進められるものについては進められないかというふうなことで、継続になってきた経過なわけでありましてけれども、3回の交渉の場が設置されたにもかかわらず俎上にも上らなかったというふうなことになるとすれば、労使がそんなに重要視しないために交渉のテーブルに乗らなかったのかな、そう言わざるを得ないわけでありましてけれども、その雰囲気としてはどんなものだったのでしょうか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 交渉に入る前に、事務折衝というようなものがありますがこれまで6回ほど事務折衝してきております。その中で、この懸案事項についても話し合いをした経過がございますが、交渉事項につきましては組合側の意見として「事務折衝でまとまったものを、交渉で合意していきたい」というふうな基本的な立場がおありのようで、そういった部分で交渉に上げるまでには至らなかったというふうな状況がございます。

○大沼 久議長 5番、佐々木謙二議員。

○5番 佐々木謙二議員 いろいろな意見が前回出されて、その点について十分交渉しながら、合意点を見出しながらお互いの立場を尊重して

というふうなことを願ったわけでありましてけれども、そうならなかったということだとすれば、それはそれで余り事務折衝の中でも話し合いが煮詰められなかったというふうなことだとすれば、余り重要視されていないのかなというふうにとらざる得ないかなというふうに感じられたところでございます。私の質問は、これで終わります。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 3点ほど質問させていただきたいと思いますが、その前に議長に議場内の整理をしていただきたいんですけども、収入役がいらっしゃらないんですが、その報告はどうなっているんですか。

○大沼 久議長 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○大沼 久議長 会議を再開いたします。

ご報告いたします。

大変事務手続上の不備で申しわけございました。今回、収入役は、新潟山形南部自動車道の陳情でどうしても市長が出なければならなかったのを代理していただいたということで、本日の欠席の通告がなかったことを陳謝されましたので、ご了承願いたいと思います。

11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 まず第1点は、今佐々木謙二議員からもありましたけれども、私もこの間交渉がどうなっていたのかというところは、とっても気がかりなところなんです。今の説明だと、結果的にはしてこないということになるわけですが、なぜならなかったんですか。総務課長は「組合は事務折衝でまとめてからということだったもので、結果的にはこうなったんだ」ということなんですけれども、少なくとも9月定例会の最終日で結果として継続になった

主な内容というのはここだったわけですね。ここはやっぱり積み上げて、やってほしいということだったわけですが、それがならなかったというのは、それはこの説明だけではとても理解できないわけです。どういふそれぞれ努力をしたのかというところはどうだったのですか。お聞かせをいただきたいと思います。総務課長。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 お答えいたします。

9月27日に県労働委員会の斡旋を受けまして、協定書を交わしたわけです。9月28日、翌日ですが、斡旋後の第1回の事務折衝を行っております。この9月27日に締結した協定書の中身について、若干双方に認識のずれがあるというふうなことがありました。そのときの組合側の主張というふうなところでいきますと、一つには管理運営事項といえども労働条件にかかわる場合は交渉事項だということ。それから整合性の問題、あと運用上の現認問題があるというふうなことでございます。

長井市の主張としましては、一般論としては団体交渉促進に必ずや応ずる考えであるというようなことで、交渉には必ずや応ずると。ただし、今回の提案につきましては法律で禁止されている行為に対しての改正でありまして、管理運営事項であって交渉にはなじまないものというふうな考えでございまして、交渉につきましては、交渉の申し入れがあるのでそれに必ずや応じていきますし、これからもやっていくと。

二つ目には、今回の斡旋に伴って、交渉については市議会に提案した改正案の運用に関する事項を主に交渉していくのであるだろうというふうなことでありまして、こういったところでのそれぞれの主張があります。この辺の部分を中心に詰めていくというふうなことで、双方事務折衝の中では話になっておりますが、その後6回、11月11日まで斡旋後の第1回を含めて

6回の事務折衝を行っていく中で、交渉事項に対する優先順位、課題等についての優先順位などもありまして、その間部分部分では事務折衝などで話は出ておりますが、そういう大きな話にはならなかったというふうな考えております。

そういったところを受けまして、10月31日に市長交渉を行っております。この部分では、一つには旅費日当の見直し、二つには20年以上の退職時特別昇給の1号廃止の見直し、この部分について交渉を行いまして、合意したところであります。

それから、第2回目の市長交渉を11月8日に行っております。この中では今年度の給与改定に関する件について交渉を行ったと。そのあと11月16日に、3回目の市長交渉予定でありましたが、11日の事務折衝の中で16日の市長交渉については諸条件が未調整であるため行わないというふうな格好で事務折衝の中では決まり、結果的に交渉は行われなままきょうまで至っているというふうな状況でございます。以上です。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 結果として交渉にならなかったということは、議会の求めに対しては十分こたえられなかったということになるわけですね。それを受けて、だとするならば当局は、この議案第61号についてはその取り扱いについて、「こういう状況だから、こういう判断をします」という旨の何らかの言い分といいますか、説明があつてしかるべきなのではないですか。少なくとも、議会の求めにこたえられなかったという状況があるわけで、その状況を踏まえれば、この12月定例会で扱うことも含めて、当局側からこの間の説明をして、そして「この取り扱いについては、こうしていただきたい」という、何らかの考え方が示されるべきだと私は思うんですけども、そういう検討もされなかったんでしょか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これは、8月22日にまず交渉をしたんですよ。ところが、「これは労働条件の変更だ」という、こちらは「そうじゃない、違法行為の適用だ」と、ここでぶつかったわけです。見解は分かれました。

それから、向こうは「労働条件の変更だ。だから、合意しなければ提案できないんだ」と言いますが、「それはそうじゃないんだ」と。私は、「これは違法行為を時間内にすることについて、これは南陽市でも決定されたことを決定するのだから、何ら労働条件の変更とは違って、法律の厳格な適用なんだ」ということで30分やり合ったら、「こんなことじゃ話にならない」と言って、書記長だったかが「じゃあ、いいは」とこうなったから、そこは物別れになったんです。

それで、9月27日の地労委です。地労委では、第1項は「とにかくこれからも、申し込まれたら交渉をしましょう。お互いに真摯に交渉しましょう」と、これは原則論です。それで、第2項に「運用に関する事項について誠実に交渉を行ってください」と、こういうことだから、今度は事務折衝で今のように、何回かやったり。運用に関する事務折衝もやったけれども、合意に至らなかったから。ぼくは待っていたんですよ。ちゃんと16日をあけて。「市長、いいは」ということだから、このことについては。

したがって、私たちの方はしっかりと交渉はしてきたということです、まず第1に。見解が違っていたのは最初からそうですが、そして地労委も私たちの「これは違法行為に対するものですから、労働条件の変更ではありません。だから、提案すると言われたって提案します」ということについては、何ら異議は挟まなかったわけですから、地労委の皆さんは。対立点について異議を挟まなかった、私たちの主張を認めていただいたと、私は思いましたよ。したがって、

その後も運用に関して3回やっているんですが、その事務折衝等で合意ができなくて、こっちは「いつでも交渉しますよ」と、合意できなくても交渉というのはいくらでもあり得るわけですから、それは。「合意できるものは全部交渉、合意できないことは交渉しない」なんて言っていませんから、私は。合意できないこともあるんです、今までも。

それで、そのことについて随時全員協議会でもこのことについて協定書を申し上げてきたし、議会のご判断は「継続審議だ」との議運の方で、「冒頭で、みんなで審査してやるんだ」というご判断ですから、それは尊重させていただいた、そのとおりであります。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 私が聞いているのは、そういうことではないんですね。少なくとも、9月の段階で議会の求めたことについて、実際履行できなかったわけですよ。市長は「合意なくても」とか云々とか言われますけれども、しかし合意するにも何も会ってもいないわけだ。そういう状況をちゃんと説明をした上で、当局の判断がここは求められたのだと、私は思うんですよ。この議案第61号の取り扱いは、そういう状況だから。

これは、例えば取り下げるであるとか、あるいは「もう少し時間をくれ」であるとかということが、投げかけられるべきものと私は思うんですよ。なぜ、そういう判断ができなかったんですか。議会の求めというのは、明確なわけです。それに対して、だけど現実的にそれが積み上がってこないという状況を踏まえた判断、これが私は示されるべきものというふうに思います。そこはどう整理されるんですか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 これは、何度も申し上げていますが、私は交渉にはいつでも応じてきたんです。議会の後でも、ちゃんと交渉に応じてきたんで

す。それで、いろいろな事項がありますが、事務折衝等で合意したことについては、合意もしたんですよ、これは。3回取っておったんですが、2回やって1回目については合意できなかったからというか、見解が違っていたからということで、これは延期になったというだけの話ですよ。

このことについて言うと、9月の議会の前の8月と何ら状況は変わっていないんです、このことについては。やっぱり我々は、「これは正しい。これは改革の一步だ。一つずつやらなきゃいけない。できるところから、順序よく」ということでご提案しているわけですから、これを今度の議会の議運の皆さんでも冒頭で議論していただくということは、「そうですか。それは大いに私たちも見解を申し上げる」、提案したとおりであります。これは、継続審査でありますから。それについてご判断をいただくということでいいのだらうと思います。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 ここはそごですね。随分違いがあるなというふうに私は感じます。求めに応じられなかったということの総括がないままに、8月にやったであるとかその延長だというのは、聞こえないわけですよ。何のために、では9月5日に山形県労働委員会に対する交渉斡旋申請があつて、9月27日に斡旋協議があつて、そして協定が結ばれたのかというところが、全く関係ない話になってしまうわけです。

そうではないんですよ。結果として、交渉が積み上がってこないわけですから、それを踏まえた説明と判断というのが、私はなされるべきものだというふうに思います。

もう一つお聞きをしますが、協定の中身で言いますと、先に朝日新聞が記事としてこの問題に触れられていました。市長は、「労働条件じゃないから」ということで言っているというお話なども載っていたわけですがけれども、私はこ

の協定書を見る限りこれは労働条件そのものであつて、そのためにちゃんと交渉しましょうというふうに、双方が第三者機関も入った中で確認をした中身というふうに理解をしているわけです。

しかし、にもかかわらず、さきほど総務課長の答弁では、これを受けて以降もまだ「違う」、「そうだ」、「いや、管理運営事項だ」、「いや、運用だけだ、労働条件じゃない」というところまでつとまっているみたいな感じなんです。では、本当にこの協定書の中身というのはどうなのかということころは、きちんと私どもも精査をしなきゃならないと思うんですよ。そこは、当局はどういうふうにとらえているんですか。まさに、この内容1で言えば、労働条件そのものだから、これはきちんと誠実に交渉しなさいという中身だと思うんですよ。2だけ言っちゃだめなんです。2の前提が1なわけですから。そこるところは、きちっと整理をして対応することが必要なのではないですか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 地労委の方に、私は「どこが違うのか」ということを、「どこが争点なのか。それで、どこが見解が違うのか」ということをお話をして、私たちの見解を話したんですよ。それは、この29分争議行為のカットが「労働条件の変更だ」と組合は言われる。私たちは、「それは法律の適用だ」と。これは法律の適用だと思いますよ。だから、労働条件の変更ということではないから、「議会に合意しなきゃ提案できないなんていう、そういう組合の主張は違いますよ」ということを申し上げて、それについて異論は一つもなかったんです、それは。

しかも、このことについても住民監査請求なり返還請求があつたら、それは我々がやることですから、地労委さんが責任をもってくださるはずもないし、できるわけもないし。「それについては、私たちが責任をもってやるんです

よ」と、そう申し上げたことについても異論は一つもないのです。

そして第1項は、「誠実に交渉してくださいよ、労働条件ということであれば。」それは今まで、私たちもやってます。常にやっています。申し入れられたときには、全部私は出ています。これはやっていますから、このことについては「そのとおりですね」と。ただ、この給与条例の改正の運用について、「運用に関しても誠実に行ってくださいよ。運用に関してもやりますよ」と、これで合意したんです。全然私と違うなというように、私も思います。あなたも違うかもしれないけれども。私は、そう理解をしているところであります。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 そこにいたわけではないから、私もわからないけれども、しかしこういうことだというふうに、これは職員団体の方からいただいた中身では、こういうふうに触れています。「市議会に提案した給与条例の改正案の運用に関する事項については、誠実に交渉を行う」という意味は、これは主任幹旋委員の立松潔さんという方が最後に言われたようですけども、「お互いに譲り合って、良好な労使関係を築くように。また、運用に限らず労働条件についても交渉するように」というふうに、要請をされたらと、市長は。それに対して市長は、「はい、わかりました」というふうに応じられたのだというふうに記されているんです。

そうだとするならば、労働委員会が「市長が言う中身に異論がなくて、それは認められた」という解釈をするということのようですけども、そうではなくて、明確に「これは運用だけじゃなくて、労働条件をちゃんとしなさいよ」というふうに言われたこと、まさに協定書でいう「2の中身については、1でちゃんと交渉しなさいよ。労働条件なんだから」というふうに言われているんだと思うんです。そういう理解

に立って進めば、この間交渉は進んだんじゃないですか、入り口論じゃなくて。そうではないのですか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 ですから、この協定書をあなたと私が全然違うのは、一般的に「交渉を誠実に行ってください」、「それは当たり前です。やっています」と。「2番目について、運用に関して誠実に交渉してください」、運用ね、運用に関して。「それもやりましょう」と、こう言ったんですよ。

その後、例えば組合の文書の中に「運用に限らず、労働条件についても」と、こういう合意のほか、他の労働条件等について誠実にと意味なら、それはそのとおりでしょう。しかし、この協定書第2項で「運用」と書いているんですから、それはそのとおりですよ。そういうふうに拡大解釈しない方が、私はいいと思うな、法律的に言うとな。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 拡大解釈をしているわけではないのです。そういうふうになっているんじゃないかということと、もう一つは、地方労働委員会、今労働委員会というようですけども、そこはやっぱり労働条件の変更だから、この交渉は交渉幹旋の申請を受けて、そして幹旋行為をしたわけでしょう。その基本的な趣旨に立って対応するというのが、交渉を具体的に前に進めるという、そういう当局の立場なのではないですかということを知っているんです。考え方なんです。

この間、交渉幹旋申請を受けて、それで幹旋があつて、せっかくこういうものができたにもかかわらず、全く進まないということだとすれば、それは不幸なことであつて、むしろ進めるという立場に立つというのが、やっぱり当局の姿勢だと思うんですよ。そこのところをいつまでもやらないから、現実的に今日に至っている

んであって、労働委員会の設立の趣旨、目的、そういったところをきちっと踏まえれば、何を当局としてやらなければならないのかというところは明確だと思うんですね。議会の求めに応じて交渉を進めるというために、何か必要なのか。その判断は、私はこの協定書の中で十分尽くされているし、それに沿った対応をするということが、当局の大人の対応なのではないですか。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 誠実に交渉はしてきたんですよ、ずっと7年間も。そして、いざというときには、すべて私はやっぱりこれも重要な事項だと思うから出てきて、合意ができないときもありましたよ。座り込まれたときもあるし、ほかの人をいっぱい連れてきたときもあるし、いろいろなことがあったけれども、交渉はしてきたんです、私たちは。

そして、この地労委の方に対しては、この問題について違うところは、労働条件の変更である、変更でないという話ですから、ここが争点ですから、私たちは「変更じゃないんです。これは厳密な法律の適用なんですよ」と。そしてだから、この件について「合意ができなければ、提案して悪いなんていう話にならないんですよ。提案権はあるんですよ」ということについて、「それは違う」とか「これは労働条件なんだ」とかそんな意見はなかったから、立松さん、3人の合意なんでしょうけれどもね、それは認めていただいたと、そこがそのとおりに載っているわけですよ。あと、「運用について、交渉の申し入れがあればもちろんやりますよ。私たちは自主申告だと言っておりますけれども」と。

何らおかしくないでしょう。当然でしょう。そう思わないのが、労働組合の方に立っているからじゃないですか。立場がそうだからじゃないですか。私は、市民の過半数の人は、あるいは議会の賢明なる皆さんは、ちゃんとご判断を

いただけると思っております。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 そういうことではないんですね。市長は、誠実に7年間交渉してこられたとおっしゃいました。では、9月の決算総括で私は申し上げましたけれども、何で地方労働委員会がああいう命令書を出したんですか。これまでの、いわゆる交渉の中身は不誠実だったと。きちとした交渉とは言えないから、それを是正するように。反省してちゃんとこれからはきちっと対応するよという命令が出たんでしょう。現に、それをもとにして職員団体と現業評議会あてに誓約書とも言える文章を出したじゃないですか。そういうのが、今までの状況だったんですよ。全部誠実であったなんていうことは、聞こえない話。そういうふうに申し上げておきます。

もう一つは、このまま例えばきょうこれから採決になるわけですけども、このままで決まった後、どうなります。運用面での交渉を含め、労働条件というふうな部分での交渉というのは、どうなるんですか。決まってからやるんですか。それとも、現時点での当局の判断は、これから積み上げるからというふうに考えておられるのか。そこは、お聞かせをいただきたいと思いません。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 誠実に交渉を行ってきたんですよ。それはしかし、半分以上いわゆる外人部隊をやったり野次を飛ばしたりするから、「それはみんなに公表したらどうだ」と私は、「みんなに、議会だってちゃんと公開しているんだから、テレビカメラでも新聞記者の皆さんでも入れたらどうだ」というので、多少意見の行き違いはありましたけれども、それも「オブザーバー1人、意見は言わない、交渉については」というふうになったから、「まあ、この辺で」ということで私の方も「情報公開したらどうだ」

というのは持っているけれども、その辺で妥結してそのままずっとやってきたと。誠実に交渉してきましたよ。

それから、これは9月の議会にも提案されたことでありますし、ここで議決していただければ、あと運用について申し入れがあれば、それは運用について交渉は継続していくということでもあります。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 誠実にされたのではないからああいう命令が出たんだと、その反省をきちっと踏まえなければならないという意味で、9月定例会の最終日の動議の提案者の意見にもあったんですよ。そのことを、私は忘れないでいただかないと困る。このことは申し上げておきたいと思います。

当局の考え方としては、議会の求めであった交渉、事務折衝なども含めてですが、それは積み上がらないけれども、結果として。だけど決めてほしいということだというふうに理解します。しかしその結果、またぞろ例えばさきの地方労働委員会の中で2年間にわたって80万円も90万円も支出をしているわけだ。人事委員会については、2年間で150万円ものお金を弁護士費用としてつぎ込んでやってきたわけですよ。そういうことを、また繰り返すのですかと。そういうことにつながりはしないかということ、うんと心配されていたわけですよ、9月の最終日に。

少なくともこの間の、市長は誠実な交渉と言われるけれども、状況を踏まえた命令書や採決書が出ている。そこをきちっと踏まえて対応してほしいというのが、議会の求めだと私は思いますよ。それも仕方がないのだと、受けていくのだと、担当の職員にまた大変な思いをさせて、ほかの業務をほぼ投げたその対応に当たらせるということになるのですか。私はそれでは、この間の教訓が全く生かされないと言わざるを

得ないと思います。どうなのでしょう。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 誠実に対応しながら、改革を断行してきたと思いますね。改革を断行する場合には、今度の問題だってちゃんと、自分たちから「もう、それじゃだめだ」と言って地労委の方にぼんと上げてやったり、それはどこかに訴えたり、そこまで人は止められませんよ、それは。抵抗する方は、あらゆることをおやりになるでしょうから。それは受けて立ちますが、私はやっぱり改革を市民のために断行するためには、市民の意見を聞いて、それでいいと思ったことはやっぱり提案をしていきたいということでもあります。そして、そのことについての基本的な姿勢は変わりありません。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 改革の中身について後で触れさせていただきますが、私はそれでは結局教訓は生かされないというふうに感じます。何よりも、これまでもそうだったように、そういった支出やあるいは担当の職員の仕事内容、負担などは、大きな市の損失だと私は感じています。それをまたぞろ、きょうこういうふうにして決めて、その結果起こるであろうそのことも想定し得ない内容での判断というのは、私は大いに疑問を感じるというふうに、ここでは申し上げておきたいと思います。

二つ目について、総務課長にお伺いをします。9月定例会の総務・文教常任委員会の中で、私も幾つか質問させていただきました。その中で、「やっぱり現認行為というのはかなり難しいのではないか」というふうに質問をさせていただきました。課長の答弁は、「それは確かに難しいけれども、自己申告云々」というふうなお話があったわけです。そして、「既に条例化をしている南陽市と相談をし、協議をしたい」というお話でした。先ほどの蒲生吉夫議員の質問に対しては、してこなかったというふうになって

いるわけです。

私は感じるわけですが、継続をして議案の審査をしているわけですから、少なくともこの間出た疑問や、あるいは「これから以降検討します」あるいは「協議をします」というふうに言われたことについては、これは次の機会までに私はきちんと履行して、相談をするなり協議をするなりしてきて、その結果をきちっとここで報告をするということが前提なのではないかというふうに私は思うわけです。どうして具体的な話ができなかったんですか。「具体例がなかったから」という、さっきのお話でしたけれども、具体例を想定をしてどうするかということを知っているのだから、聞いていますか、ちゃんと。そこは、私はきちっとやっていくということが筋だと思いますけれども、そこは総務課長、どうですか。大したことないと思われたんですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 南陽市の状況につきましては、あらかじめお聞きしておりました。その後の動きについて、一番大きいのは11月18日のストライキがあるというふうな通告があったということで、その辺の状況をお聞きしながらというふうに思っておりますし、長井市の状況でございますと継続審議というふうな状況でありますから、状況というのは変わらないまま現在まで至っているというふうな状況でございます。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 いや、状況は変わっていないわけです、何もしてこなかったからね。そういうことを聞いているんじゃないかと、ちゃんと詰めておく必要がある課題というのは、幾つかあると思うんですよ。それは、何で協議なさらなかったんですか、既につくっているところと。できたんだと思いますよ、それは。私ちょっとその辺腑に落ちないんですね。

「これから協議をしていきたいのだ」という

ふうに言われたわけですが、課長は答弁として。「いろいろなことを想定しているけれども、しかし具体的にどうするかという内容については、それは既に条例化したところとの協議をして、検討を深めたい」というふうに言われているわけです。それがどう深まったのかということを知りたいわけです。何で、実際やってこなかったんですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 南陽市の場合でございますと、ストライキを実施するに当たっては、庁内の4階でされるというふうなお話のようです。南陽市の現認の把握の方法としては、「4階でされる集會が終了した時点だ」というふうなお話でございますので、長井市の場合とはちょっと違うというふうなことでございます。長井市の場合ですと外でやっておりますし、中に入ってくる分、職場の遠い近いもありますから、その部分では南陽さんと同様な部分ではなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

ですから、そこまで11月18日にもし現実的にあって、その部分でどう対応したというふうなことであれば、また私どももご相談申し上げるというふうなところもあったかというふうに思いますが、そういった内容で変わらないというふうなことであれば、もうしばらく様子を見るというふうなことかなというふうに考えたところでございます。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 それじゃおかしいですね。結局、3カ月前のことがなかなか積み上がらないですね。いわば疑問点として残ったところというのは、それなりに精査をして「では、南陽市はこうだけど、長井市はこうする」というところがやっぱり示されなきゃならないと思います。

そのためには、ほかのところはどう、ほかのところと言ったってこの状況だと南陽しかない

わけですけれども、現実的に今29分、あるいは職員団体が例えば職場集会をするであるとか、いろいろなことがあると思いますけれども、そういう際にも現認をしているわけでしょう。「何時何分に、このAの職員は現場復帰したんだ。職場復帰したんだ」と。それは南陽市だけでなく、いろいろなところのやり方というのは、類似したところ、例えば南陽は4階でやるというけれども、外でやった場合のやっているところなどについて、調査はできたんじゃないですか。それはなぜやられなかったんですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 現認の方法ではありますが、各自治体それぞれ違う方法でいるかもしれませんが、しかし、事今までですと30分未満と30分以上の1時間というふうなことの違いでしかありませんから、その部分の厳密さから言えばやはり南陽市の例が一番いいというふうに考えておりますし、その部分で今後ともいろいろ相談していかなければならない点かなというふうに思っております。他の部分については、参考にはなるかというふうに思いますが、そこまで今回の長井市の例でいきますと、する必要があるかどうかとも考えものだというふうに考えております。以上です。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 昼時間になりそうですから、午前中の最後の質問にしますけれども、だとすると課長は現認の方法は南陽市が行っているように、集会が終わった時間というふうに長井もすると。これまで、例えば自己申告であるとかいろいろ言われましたけれども、そういう方法ではなくて南陽の集会が終わった時間というふうにするのだというふうに固められたということですか。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 その部分につきましては、総務・文教常任委員会でもご説明申し上げます。

たとおりに、ストライキを終了して職場に帰ってくるわけですが、その時点で職員の服務規程、上司の命令を聞くというふうな状況が発生しますので、その時点で所属長に「何時何分に出勤した」というふうな申告を取るというふうに、今現在考えておるところでございます。

○大沼 久議長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 午前中最後の質問に対して、総務課長から答弁をいただきましたが、以前に申し上げましたけれども、職場集会であるとかストライキであるとかという中身から言って、職場復帰の時間を自己申告するというのは、それはない話なんですね。そのところは、もう基本的に勘違いさされているというふうにしか思えないんです。そこは私は問題あるということだけ申し上げておきたいと思っております。

最後にもう一つだけお聞かせをいただきたいのですが、9月定例会の審査の中では、「事前に県の市町村課に行って、指導を仰いできました」というお話がありました。それ以降、総務課が担当課ですから、総務課としては9月の定例会で継続審査になって以降いろいろな課題が明らかになったわけですから、その辺のすり合わせなども含めて、県の市町村課の方に出向かれて指導を仰いだというふうなことがあったのかどうか。あったとすれば、どういう点だったのかについてお聞かせいただきたい。総務課長。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 9月の定例会以降、9月27日に県労働委員会の斡旋を受けたというふうなことで、その結果を受けまして県の市町村課に電話で報告を申し上げたところです。それらについて、県の市町村課からはこれといった指導等は得ておりません。以上です。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 こういうふうになりましたということを報告をただけということだと思います。

主に9月の総務・文教常任委員会の中での質疑の中で、いろいろ議論があったわけで、私も質問させていただいたわけですが、やっぱり整理しなきゃならない課題というのは、かなり多いのですね。さっき申し上げた現認の問題もわかり、ほかにもいろいろあるわけですけども、そういったことでもっとすり合わせをして、結局この提案をされている議案第61号の中身ですね、具体的にこの中身について整理をするというふうなことは、考えもしなかったということになるのでしょうか。そこだけお聞かせください。

○大沼 久議長 平進介総務課長。

○平 進介総務課長 改正条例案の運用につきましては、今後組合と交渉を進めるというふうな中身での斡旋でありますので、その部分については組合といろいろ交渉なり協議をしながら進めていくというふうなことで考えております。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 もちろん私も議員としても、当局にだけいろいろな問題を整理しろというふうなことを申し上げてきたわけではないのです。総務・文教常任委員会の中でも、やっぱり県の市町村課に行って話を聞こうという提案があって、有志でありましたけれども、全員でというふうにはなりませんでしたが、市町村課長と10月28日にお会いをして、いろいろ見解をお聞きをしてきたところです。

その結果といいますか、正直申し上げれば、ますますこの議案第61号についての考え方例えば、整理しなきゃならない課題がいっぱいあるなというふうに感じてきたところです。

具体的に指摘があったのは、一つはこういう条例を改正をするというふうになると、ほかの地方公共団体との関係がおかしくなるというふうな、一つの指摘がありました。

二つ目は整合性の問題で、これは先ほど蒲生吉夫議員からありましたように、時間外の問題や夜間あるいは休日出勤の問題などとの整合性がとれないということでした。

三つ目は、これも先ほどあったわけですが、職場集会のみを限定をして賃金カットを該当させるというふうになりますと、公平性の問題が出てきますよと。これは先ほども言われておりました、遅刻やあるいは言葉は悪いですけどもサボリやというふうなところとの整合性、公平性の問題が出てきますよと。

四つ目は、やはり分単位で押さえるということが可能なかということ。これらが出されました。

同時に、指摘を受けたのは、争議行為に限定をしているわけですけども、争議行為の場合の地公法上の考え方ももちろんあるわけで、それとこれを同時に今回条例改正をしてやるというふうになると、おかしくなってしまうと。いわば、賃金カットというのはペナルティーではないわけで、ここの整合性だって取らなきゃいけないよというお話がありました。

最後に、こういう指摘を受けたんです。分単位で賃金カットをするというふうになりますと、先ほど申し上げた把握の問題ですね、ここと関連をするわけですが、そのことを考えれば実効性は難しいということです。把握することは、極めて大変だと。詰めていけば、分といっても今度は秒の問題があるということもあって、どこまでも波及をしていく問題なんだということ

なんです。そのことを例えば、ちゃんと現認を
すると、把握をするというふうなことになるれば、
膨大な量の作業が必要になってくる。

県の市町村課長は、最後にこう言われました。
「これは改革とは逆行する問題ですよ」という
指摘を私どもは受けてきたんです。そういうふう
に、今申し上げましたように、県の市町村課
では「だからもっと検討を要する」というふう
に指導されたんだと思うんですね。そういう指
導を受けて判断をされたわけですけれども、そ
れにつけてももう少し今言われた中身について
精査をするという、そういう努力が私は必要で
はないかというふうに思いますが、この今申し
上げた点に関して見解があればお聞かせをいた
だきたいと思います。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 総務課長から、それは市町村課
なりに話をしたと思いますが、これは「決定は
斟酌する立場にない」と。提案するのはあくま
でも選挙で選ばれた地方自治体の長であって、
提案はできる。そしてやっぱり、議会の皆さん
の同意を得るように努力をするということであ
りますから。

この問題について、高橋議員が今ずっと三つ、
四つ挙げましたけれども、簡単なんです、それ
は。なるべくまずできるところから改革はして
いくと、それもスピードを上げてすると。ずっ
といっぱい問題を広げれば、結局できなくなっ
ちゃうと。あるいは時間がかかっちゃうと。これ
は、改革を進めるということとは逆行します
から、私が取ってきたあれではありませんから、
これはやっぱりできるだけできるところからや
る。

現にこれがもし執行されれば、違法なストラ
イキに参加する方がふえるのか減るのか、職員
の皆さんの問題にもなりますよ、それは。やっ
ぱりそれなりに判断してもらおうと思いますが、
それは減っていただけるのではないかという期

待もある、私には。やっぱり仕事をちゃんとや
っていただくということになると思いますから、
私は改革の方向については、高橋議員と意見を
異にする。このままでやっぱり、ぜひお願いを
したいと思っているところでもあります。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 改革に、行革に逆行す
るという見解を示したのは、県の市町村課長で
す。私どもはちゃんと行って聞いてきましたか
ら。私が申し上げているのではない。そのこと
だけ、まず押さえていただきたいと思います。

「提案することは自由です」って、それはそ
のとおりですけれども、私が申し上げているの
は、提案をする以上いろいろな問題、課題につ
いては整理をして、説明をするということが必
要なんだと思います。そのことは、9月にやり
合いましたからここでどうこうやるつもりはな
いんです。

ただ、私がお聞きをしているのは、いろいろ
出てきた問題について、あるいは県の市町村課
が指摘をしている事項などについて、以降もそ
れはきちっと整理をする、そして「それはこう
ですよ」という見解を述べるという作業は必要
なわけですよ。そういう作業が残念ながらなさ
れていないわけで、ここは私は遺憾だというふ
うに言わざるを得ないんです。それで申し上げ
たのは、当局は残念ながら同意されなかったけ
れども、私どもは議員という立場で、常任委員
会の一員としてそういうことはやってきたとい
うことを申し上げたいわけです。

本当に最後になりますけれども、一番目の問
題に戻りますが、県の市町村課長は当時地労委
で斡旋をしていたところで、ようやく協定書も
できてから私どもは行ったわけですが、地労委
で斡旋をされたもの、その考え方として「これは
当然勤務条件というふうに考えている。これの
変更なんだというふうに考えているんだ」とい
う見解表明がありました。これについては、最

後になりますけれども、市町村課ではそういうふうを意識をしているわけですが、そこは変わりませんか、考え方。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 ご提案申し上げているときから、これは違法行為の、しかも時間内にやるストライキについては、やっぱりこれは認められないと。それを具体的に改善する案だというふうに申し上げてまいりましたし、私は一つ一つについてちゃんと見解を述べてまいったと思っております。そして、そのことについて改革の方向について、市民の皆さんからもいろいろとご意見をいただいておりますが、「この程度の改革ができないようでは、それは」という反応の方が、はるかに多いと思っております。

○大沼 久議長 11番、高橋孝夫議員。

○11番 高橋孝夫議員 市町村課の見解はこの程度の改革ではないのです。そこは、ぜひ押さえてもらいたいと思います。

最後になりますけれども、市町村課長はこういうふうに言われました。「争議行為の関係では、その抑止が必要なんだ。争議行為という、そういう状態に至らないための取り組みこそが大切なんだ」ということ、これは再三繰り返して言われました。私もそうだと思います。これがやっぱりきちとなされるかどうかによって、私は今市長からは「減るかもしれない」というお話がありましたけれども、効果がそういうことによって初めて上がるのだということだと痛感をしてきたところです。

これからの問題も含めてですが、私はやっぱり争議行為というのは基本的にあってはならないことですし、そうならないような努力、それは当局として当然積み上げていかなきゃならない課題だと思いますが、見解があれば伺って質問を終わりたいと思います。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 争議行為はない方がいい、もち

ろんであります。お互いに努力する、これももちろんであります。しかし、今までの慣習だとか既得権だとかで、そして見逃されていた改革すべきところが改革しなければいけないというときに抵抗なされば、それはやっぱり争議になるわけです。抵抗なさる方はいらっしゃるわけですから。現にこの7年間もいらっしゃったわけですし、そういう方の自由な活動について私が斟酌をする立場にはありません。私は、みずから信じる改革の方向性で、信を問うていきたいと思っております。

○大沼 久議長 ほかにご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 議案第61号 長井市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を申し上げます。

本案件は、職員の給与に関する条例の中に、ただし書きで地方公務員法第37条第1項に規定する争議行為などの禁止をうたっている行為、さらに長井市水道企業職員の給与についても、地方公営企業などの労働関係に関する法律第11条第1項で言っている争議行為の禁止を引き出し、「勤務しない1分当たりの給与額を減額することができる」としているものであります。9月定例議会の一般質問の答弁、決算特別委員会における質疑、常任委員会における質疑の中から幾つかの問題点を拾い上げ、指摘したいと思っております。

最初に、条例提案に当たり、現行法で禁止されている争議行為を盛り込んでいるが、争議行為であれば給与の削減も含めて処分ができるわけで、禁止行為を言っている法律を条

例に入れる必要が全く見つからないし、当局が争議行為に給与を支払うのはおかしいと言っているように、私もそのように考えます。1分単位のいわゆる当局が言う争議行為が存在しているのかどうかということと同時に、争議行為であれば地方公務員法に違反するわけですから、1分単位の給与の減額だけでは済まないと考えるのが妥当だと思います。しかし、答弁の中では職員組合の上部団体である自治労県本部が指示をして、統一して行う争議行為については、処分をしないなどと市当局が言う争議行為であるなら、上部団体が指示したかどうか、長井市の職員団体が単独で考え指示を出したかなどの判断材料は、私たち議会として何の関係もないことだと思います。

二つ目に、1分単位の減給が本当に可能かどうか、いわゆる執行できるかということです。当局が言う争議行為であるなら、そういった場合「管理職が一人一人について1分単位で現認できるのか」という質問に対して、市長は「年に一、二回なので、本人申告で十分」と答えています。「当局が言う違法と断定した争議行為について、自己申告はあり得ない」と私が切り返せば、総務課長は「先進の南陽市と相談する。技術的な課題があるが、より合理的、客観的な方法を検討する必要がある」と答え、条例提案に当たり南陽市のまねをただけで、熟慮されたとは考えがたい質疑に終始しました。ちなみに、「南陽市は、集会終了時間を現認確認時間などといいかげんな時間把握を言っているのではないか」ということに対して、先ほどのようにあいまいな答弁しかなかったのであります。

加えて、私から「時間外勤務も含めて合理的で正確に時間管理をするには、各課ごとにタイムレコーダーの導入をお勧めしたい」と提言したところ、「費用がかかる」旨の答えで

したが、条例に基づき正確に執行しようとするならば当然必要な機器であり、一人一人カードを管理すれば各課の庶務担当の仕事が大幅に省力化できると考えられるので提言したのですが、極めて消極的な答弁であり、本当に1分単位で正確に執行するつもりがあるのかどうか疑わしいと言わなければなりません。

次に、ノーワーク・ノーペイの考え方について申し上げます。ノーワーク・ノーペイの考え方は、原則は労働法に照らしてもだれも異論がないところだと思います。市長は、「蒲生吉夫議員も、ノーワーク・ノーペイでよいと言っているのではないか」と、ほかの議員の答弁に引用していましたが、このたびこの条例改正のことをよしとしている発言など、どこにもしておりません。市長が勝手に曲解して引用しているに過ぎません。私は、当局が言う争議行為であろうと、寝過ごしで遅刻しよう、交通渋滞やその他の理由で遅刻した場合であっても、職務に専念していない時間ですから同じに扱わなければならないと考え、ノーワーク・ノーペイの原則は当たり前だと言っているのであります。

同時に、公務員という業務の性格上、いつも管理職が時間外命令をした時間で業務を終えられるとは限らないし、時間外についても各課の職員が全員退庁するまで、管理職が残って時間管理をしているわけではなく、運用の実態は事後報告になっていると考えられます。総務・文教常任委員会で答弁しているように、「時間外命令は基本的に1時間単位で、30分以内などもあり得ない」と、時間外勤務取扱規程を盾に答弁していますが、実態は違います。「きょうは時間外命令がなかったので、仕事が残っているけれども定時間で帰りました」とか、2時間の命令だったがきりがつかない半ばでやめてしまうなど、逆にあってはならないと指導するのが当たりの姿です。

長井市時間外取扱規程によると、日々一人一人への時間外命令の時間数は、事前に行わなければならない。変更の場合、承認を受ける。さらに時間外の命令簿により、命令権者の承認を得てから時間外を命令しているのでありましようか。甚だ疑問でありますので、抜き打ちで点検したいものだと思っております。時間管理は即現金が絡む問題でありますので、そういったことも含めてノーワーク・ノーペイの原則を、旧態依然の方法でなく、正確かつ科学的、合理的に考えているものでもないことと、「自己申告でいい」などと合理的現認方法でないことから、1分単位の給与の減額はほとんど不可能であり、条例はできても執行はできないと考えなければなりません。

次に全国で、国、県、自治体で運用されております一般職に関する法律の運用方針の中では、法第15条関係では「職員が特に承認なくして勤務しなかった時間数は、その給与の全時間によって計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合の取り扱い、超過勤務の場合の例による」とし、法第16条関係では「超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間全時間によって計算するものとし、その場合においてはその端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる」としてバランスを取っております。このたびの条例改正案は、ことごとくこのバランスを欠くことになります。その意味で、山形県の市町村課は、長井市に検討を要請しているわけであります。

総務省は、「全国的にも聞いたことがない。各自治体が判断すること」としてあります。その理由を考えた場合、当たり前のことですが、当局が提案した議案は、市民の負託を受けたこの長井市議会が判断することであり、私たちはどうこういうことではないとして突き放

されているのであります。

高橋孝夫議員の決算総括質疑の中で明らかになったように、これまでも職員組合に対する当局の敵視政策から端を発したと思われる地方労働委員会における不当労働行為事件で、市長が謝罪文で二度と繰り返さないことを誓ったことや、山形県人事委員会に対する遠藤一栄氏の不服申立事件などは、ことごとく当局の負けで終始しているわけであります。当局がこの事件でかけた費用は、迷惑をおかけした置賜広域病院組合分も長井市が払っていますので、地方労働委員会での不当労働行為事件で、平成15年から16年度で86万円、人事委員会に対する不服申立事件で平成15年で62万円、16年で87万1,270円で、合計235万1,270円とのことですが、経費も入れると年間1,000万円クラスの補佐職員が、総務課補佐ですね、ほとんどこの事件に多くの時間を割いていたのではないのでしょうか。この公費を支出する当時の予算にも私たちは反対しましたが、残念ながら賛成多数で可決しました。結果は、職員組合敵視政策を取らなければ血税からの支出の必要がなかったわけで、その分も市長が個人的に払えと請求されてもいたし方のないほどのものであると思います。

また、第三者である私が考えても、このたびのこの条例が可決執行されることになった場合、新たな争いが発生することが避けられそうもないと考えられます。その場合、当局が言う「年に一、二回の争議行為」で、1回当たりの減額は260人の29分で27万円になると言っておりますが、争いになった場合は当局が弁護士費用を市民の税金から支出すると考えるかもしれませんが、こんな無駄遣いは許されていいはずがありません。9月18日の朝日新聞記事の、清水敏早稲田大学教授の最後に、「混乱を招く分刻みカットなどより、むしろ労使一体となって市民サービスを向上させ

るシステムづくりに努力すべきではないか」と言っている言葉に賛同するものであります。

私は、このたびのこの条例改正案は、組合敵視政策から出てきた極めて非生産的な条例だと考えます。争いの中からは何も生まれな
いと思いますし、市民のサービスは低下するばかりであります。それでなくても、財政再建中だからと言って市民には我慢をお願いしているわけで、市長の失政が余計な支出をかけることになりはしないか、行財政改革と逆行するのではないか、危惧するものであります。本日の質疑でも明らかになりましたように、9月定例議会から2カ月半、議会から「団体との交渉などを検討するように」と課題を預けられたにもかかわらず、全く努力をしなかったことは極めて残念であります。

以上4点を申し上げ、議員諸侯にはさきの事件の例で申し上げましたように、当局が再び瑕疵を起こさなくても済むように、議会のチェック機能を果たさなければなりません。普通に考えていただき、賛同いただきますよう訴え申し上げ、議案第61号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に反対の意見を申し上げます。以上、よろしくお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 ほか、ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○大沼 久議長 ほかにご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

日程第22、議案第61号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

○大沼 久議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 1時30分 散会

散 会